

答申第170号（諮問第228号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成30年8月30日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事に対し、「平成〇〇年〇月に宮城県から有限会社〇〇〇〇〇〇に対して支払われた移転補償金に関する一切の書類」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として、次のものを特定した。
 - (1) 損失補償計画協議書について
 - (2) 物件移転料その他通常受ける損失に関する契約について
 - (3) 物件移転料その他通常受ける損失に関する補償契約について
 - (4) 物件移転料その他通常受ける損失に関する契約について
 - (5) 物件の移転料その他通常受ける損失に関する契約に基づく前金払について
 - (6) 支出命令決議書
 - (7) 物件移転料その他通常受ける損失に関する変更契約について
 - (8) 支出命令決議書
 - (9) 物件調書について
 - (10) 検査調書について
 - (11) 損失補償計画書について
 - (12) 物件移転料その他通常受ける損失に関する補償契約について
 - (13) 物件移転補償契約の精算払いについて
 - (14) 土地調書について
 - (15) 土地売買契約について
 - (16) 土地売買契約の前払いについて
 - (17) 土地売買契約の精算払いについて
 - (18) 業務報告書
 - (19) 平成〇〇年度〇〇〇〇港（〇〇地区）用地測量業務 測量成果簿

その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年10月31日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。

条例第8条第1項第3号該当

法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。

条例第8条第1項第7号該当

県の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの。

- 3 審査請求人は、平成31年1月30日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分で非開示とされた部分のうち、代表取締役印の印影部分の非開示処分を取り消し、開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書において述べている内容によると、次のとおりである。

当該処分においては、開示された資料の一部が黒塗りになり非開示とされているところ、当該非開示部分には、有限会社〇〇〇〇〇の印鑑の印影が含

まれている。しかし、既に公開されている資料をみれば、そこに有限会社〇〇〇〇の印鑑の印影があることは容易に推認されるものであるし、かつ本件で非公開とされている印影は、作成名義人の氏名等と相まって作成者を特定し、作成権限を証明するという意味のほか、特殊な情報が含まれているわけではない。また、今般の開示は、〇〇〇が職務上必要と認めて請求をしたものであり、当然のことながら不法な意図をもって開示を求めたものでもない。行政庁の契約の相手方の氏名が既に開示されているような場合においては、法人等の印影は付随的な情報にすぎず、これを開示されたからといって当該法人の正当な利益が損なわれるとは認められない。

以上より、同社の印鑑の印影（印鑑の形、文字の型式等）のみを開示しないことに特段の意味はなく、これを公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは考えられない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は次のとおりである。

条例第8条第1項第3号該当性

法人の印影については、公にすることにより偽造等により当該法人の正当な利益が損なわれると認められるため非開示とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書は、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

なお、審査請求人は、第3に記載のとおり、本件処分で非開示とされた情報のうち、条例第8条第1項第3号の理由により非開示とされた法人の代表取締役印の印影部分につき開示を求めており、審査会としてはその範囲に限って検討を行った。

3 条例第8条第1項第3号の該当性について

(1) 条例第8条第1項第3号の規定について

条例第8条第1項第3号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を非開示事由として規定している。

(2) 条例第8条第1項第3号該当性について

代表取締役の印影は、代表権の有無がそれにより確認されるという重要な機能を有するものであり、一般的に取引の相手方のみが開示されることが想定されており、通常第三者へ開示されることは想定されていないものである。このような性質のものが公開された場合、偽造等によって当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

よって、条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件処分は妥当である。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成31. 2. 28	○ 諮問を受けた。(諮問第228号)
令和元. 8. 27 (第394回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和元. 9. 27 (第395回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和元. 10. 28 (第396回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和元年11月11日現在）

氏名	区分	備考
青木ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長	
蘆立順美	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
板明果	宮城大学事業構想学群講師	
十河弘	弁護士	会長
松尾大	弁護士	